

独立行政法人大学入試センター監事監査要綱

平成13年4月1日理事長裁定

改正 平成14年3月29日理事長裁定

改正 平成27年3月31日理事長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づき、監事が行う独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、センターの業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務監査は毎年度1回行い、会計監査は毎月及び毎年度決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、監査を実施するに当たり、センターにおける業務の円滑な実施及び研究の自主性に十分配慮しなければならない。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、総務課の職員に監査に関する事務を監事の指揮命令下で補助させることができる。

2 監事は、必要と認める場合、理事長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

3 監査の事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を漏らしてはならない。

4 理事長は、監査の事務を補助する職員の監査業務に係る人事評価及び懲戒処分については、監事の意見を尊重しなければならない。

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。

(重要な会議等への出席)

第8条 監事は、センターの管理運営に係る重要な会議等に参加し、意見を述べるができる。

(監事の権限)

第9条 監事は、いつでも、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して事務及び事業

について質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の求めがあった場合、関係する役職員は、必要な説明を行い、資料を提出しなければならない。
- 3 役職員は、監事（監査の事務を補助する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

（会計監査人との連携）

第10条 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な意見交換を行うとともに、会計監査人が実施する監査の監査計画との調整を行うものとする。

- 2 監事は、会計監査人が実施した監査の結果に関する報告を受け、重要と認める事項について会計監査人又は関係者に説明を求めることができる。
- 3 監事は、会計監査人が実施した監査の方法及びその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、その監査結果を利用し、自らの意見を述べることができる。

（内部監査等との連携）

第11条 理事長は、会計内部監査の実施に係る取扱いについて（平成15年理事長裁定）に基づいて内部監査を行う場合には、監事にあらかじめ監査計画を提示し、内部監査終了後、監査結果報告書を提示しなければならない。

- 2 監事は、内部監査を担当する者と緊密な連携を保ち、内部監査の結果について相当性を自らの責任で判断した上で活用するとともに、内部監査を担当する者から報告、説明を求めることができる。

（監事と理事長との会合）

第12条 監事は、理事長と定期的に及び随時に会合をもち、理事長の業務運営方針を確認するとともに、センターが対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

- 2 監事は、前項の定期的な会合をもつ場合、必要に応じ会計監査人に出席を求め連携を図ることとする。

（監事に回付する文書）

第13条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- 一 センターが文部科学大臣に提出しようとするときに、通則法第19条第6項の規定により監事が調査しなければならないとされている次の書類
 - イ 通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - ロ その他文部科学省令で定める書類
 - 二 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書
 - 三 契約に関する重要な文書
 - 四 訴訟に関する重要な文書
 - 五 その他業務に関する重要な文書
- 2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。
 - 一 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
 - 二 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書

三 その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書

(監査報告の作成等)

第14条 監事は、監査終了後、監査の方法及び結果を記載した監査報告を作成し、理事長及び文部科学大臣に提出しなければならない。

2 監事は、必要があると認める場合、監査報告に意見を付すことができる。

3 理事長は、監査報告に基づき改善すべき事項がある場合、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

4 監査報告は原則として公表する。

(主務大臣への報告義務)

第15条 監事は、通則法第19条の2の定めるところにより、役員が不正の行為等をした場合、理事長及び文部科学大臣に報告しなければならない。

(事故又は不正等の監事への報告)

第16条 役職員は、業務上の事故又は役職員の不正、違法若しくは著しい不当事実等の異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱の改正は監事と協議の上、行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。